

子どもへの虐待を許さない意思表示および市当局に対して速やかな
事案の解決を求める決議

児童虐待に関する事件は増加の一途をたどっており、本市においても、令和6年2月に認定こども園「都賀幼稚園」で行われた保育が虐待と認定される事案が発生した。

子どもへの虐待は、生命及び人権を脅かす決して許されない行為であり、そのことは、児童虐待防止法をはじめとして、法令や各種ガイドラインなどで謳われており、社会的に認知されている。

そのような中、本来、子どもが最も安心して過ごすことができるはずの保育の場において、虐待が発生したことは大変遺憾であり、看過することはできない。

よって、栃木市議会は、子どもの虐待を許さない意思を表明する。

また、本定例会において提出された「都賀幼稚園の虐待及び不適切な保育について第三者委員会の設置等を求める陳情書」の提出者のほか、元職員や保護者等からの訴えが繰り返されている現状がある。

現在、同園に対しては、栃木県当局との連携の下、指導監査を鋭意実施しているものと認識しているが、その結果によって、より強力な対応が必要と認められる場合には、速やかに、保育のあるべき姿を実現するため、あらゆる手段を排除せずに毅然とした姿勢で対応に当たることを求める。

以上、決議する。

令和7年3月26日

栃木県栃木市議会